議案第53号

朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について 朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。 令和2年6月4日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第51号)により、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)別表第4イ公安職棒給表(一)が改定されることに伴い、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「令」という。)で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の条例整備をしようとするものです。また、民法の一部を改正する法律(平成29年法律第44号)により法定利率が改定されることに伴い、障害補償年金前払一時金等が支給された場合における障害補償年金等の支給停止期間等の算定に用いる利率について、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

朝来市消防団員等公務災害補償条例(平成17年朝来市条例第236号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「日に」を「日(以下「事故発生日」という。)に」に改め、同項第2号中「8,800円」を「8,900円」に改め、同条第3項中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則第3条の4第5項第2号及び第6項並びに第4条第7項第2号及び第8項中「100分の5」を「事故発生日における法定利率」に改める。

別表中「12,400」を「12,440」に、「13,300」を「13,320」に、「10,600」を「10,670」に、「11,500」を「11,550」に、「8,800」を「8,900」に、「9,700」を「9,790」に改め、同表備考第1号中「死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断によって死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断によって疾病の発生が確定した日」を「事故発生日」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の朝来市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた朝来市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下この項において「損害賠償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下この項において「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第53号資料

朝来市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行

(補償基礎額)

改

(補償基礎額)

第5条(略)

- 2 前項の基礎額は、次に定めるとこによる。
 - (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷と、若しくは疾病にかかり、又は公務によるした。若しくは疾病により死亡には、死亡には負傷の原因である事故が発生が確定した日又は診断により死亡の表生が確定した日本は診断に当該非常勤消防団員が属して出た。 防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じる額とする。
 - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者 若しくは水防従事者又は応急措置従事 者(以下「消防作業従事者等」という。) が消防作業等に従事し、若しくは救急 業務に協力し又は応急措置の業務に従 事したことにより死亡し、負傷し、若 しくは疾病にかかり、又は消防作業等 に従事し、若しくは救急業務に協力し、 又は応急措置の業務に従事したことに よる負傷若しくは疾病により死亡し、 若しくは障害の状態となった場合に は、8,800円とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比 して公正を欠くと認められるときは、 1万4,200円を超えない範囲内におい てこれを増額した額とすることができ
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により

第5条(略)

2 前項の基礎額は、次に定めるとこによる。

正

案

- (1) 非常勤消防団員又は非常勤水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷者しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日お診断により疾病の発生が確定した日において当該非常勤消防団員又は非常勤水防団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。
- (2) 消防作業従事者、救急業務協力者 若しくは水防従事者又は応急措置従事 者(以下「消防作業従事者等」という。) が消防作業等に従事し、若しくは救急 業務に協力し又は応急措置の業務に従 事したことにより死亡し、負傷し、若 しくは疾病にかかり、又は消防作業等 に従事し、若しくは救急業務に協力し、 又は応急措置の業務に従事したことに よる負傷若しくは疾病により死亡し、 若しくは障害の状態となった場合に は、8,900円とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比 して公正を欠くと認められるときは、 1万4,200円を超えない範囲内におい てこれを増額した額とすることができ
- 3 次の各号のいずれかに該当する者で、非常勤消防団員若しくは非常勤水防団員又は消防作業従事者、救急業務協力者、水防従事者若しくは応急措置従事者(以下「非常勤消防団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防

死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみちがなく主として非常勤消防団員等の扶養親族として非常勤消防団員等にないたものを扶養親族とし、扶養親族のある非常勤消防団員等にいては、前項の規定による金額に、第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者 を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月 31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下この項において「特定期間」という。)にある子がいる非常勤消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

附則

(障害補償年金前払一時金)

- 第3条の4 当分の間、障害補償年金を 受ける権利を有する者が申し出たとき は、市は、損害補償として、障害補償 年金前払一時金を支給する。
- 2 前項の申出は、障害補償年金の最初 の支給に先立って行わなければならな い。ただし、既に障害補償年金の支給 を受けた場合においても、当該障害補

団員等の扶養を受けていたものを扶養 親族とし、扶養親族のある非常勤消防 団員等については、前項の規定による 金額に、第1号及び第3号から第6号 までのいずれかに該当する扶養親族に ついては1人につき217円を、第2号に 該当する扶養親族については1人につ き333円を、それぞれ加算して得た額を もって補償基礎額とする。

(1)~(6) (略)

4 (略)

附則

(障害補償年金前払一時金)

- 第3条の4 当分の間、障害補償年金を 受ける権利を有する者が申し出たとき は、市は、損害補償として、障害補償 年金前払一時金を支給する。
- $2 \sim 4$ (略)

償年金を支給すべき事由が生じた日の 翌日から起算して1年を経過する日ま での間は、当該申出を行うことができ る。

- 3 第1項の申出は、同一の事由につき 2回以上行うことはできない。
- 4 障害補償年金前払一時金の額は、前 条第1項の表の左欄に掲げる当該障害 補償年金前払一時金に係る障害補償年 金に係る障害等級に応じ、それぞれ同 表の右欄に掲げる額(当該障害補償年 金について第9条第8項の規定が適用 された場合にあっては、加重前の障害 等級に応じ前条第2項各号に定める額 (加重後の障害が第18条の2に規定す る公務上の災害に係るものである場合 には、同条に規定する率を乗じて得た 額を加算しないものとした場合におけ る同項各号に定める額とする。)。以 下この項において「障害補償年金前払 一時金の限度額」という。) 又は障害 補償年金前払一時金の限度額の範囲内 で補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800 倍、600倍、400倍若しくは200倍のいず れかに相当する額のうちから当該障害 補償年金を受ける権利を有する者が選 択した額とする。ただし、第1項の申 出が第2項ただし書の規定によるもの である場合には、当該障害補償年金に 係る障害等級に応じ、それぞれ障害補 償年金前払一時金の限度額から当該申 出が行われた日の属する月までの期間 に係る当該障害補償年金の額の合計額 を差し引いた額を超えない範囲内で、 補償基礎額の1,200倍、1,000倍、800倍、 600倍、400倍又は200倍に相当する額の うちから当該障害補償年金を受ける権 利を有する者が選択した額とする。
- 5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の

5 障害補償年金前払一時金が支給される場合には、当該障害補償年金前払一時金に係る障害補償年金は、当該障害補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月の翌月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月)から、次に掲げる額の

合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

- (1) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月以前の各月(第1項の申出が第2項ただし書の規定によるものである場合には、当該申出が行われた日の属する月の翌月以後の月に限る。)に支給されるべき障害補償年金の額
- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 前項の規定による障害補償年金の支 給の停止が終了する月に係る障害補償 年金の額は、当該終了する月が、同項 に規定する支給期月から起算して1年 以内の場合にあっては当該障害補償年 金前払一時金の額から同項の規定によ り各月に支給されるべき当該障害補償 年金の額の全額につき支給が停止され る期間に係る同項の規定による合計額 (以下この項において「全額停止期間 に係る合計額」という。) を差し引い た額を、当該支給期月から起算して1 年を超える場合にあっては当該障害補 償年金前払一時金の額から全額停止期 間に係る合計額を差し引いた額に100 分の5に当該終了する月の前項に規定 する経過年数を乗じて得た数に1を加 えた数を乗じて得た額を、それぞれ当 該終了する月に支給されるべき当該障 害補償年金の額から差し引いた額とす る。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たとき

合計額が当該障害補償年金前払一時金の額に達するまでの間、その支給を停止する。

(1) (略)

- (2) 当該障害補償年金前払一時金が支給された月後の最初の障害補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき障害補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 6 前項の規定による障害補償年金の支 給の停止が終了する月に係る障害補償 年金の額は、当該終了する月が、同項 に規定する支給期月から起算して1年 以内の場合にあっては当該障害補償年 金前払一時金の額から同項の規定によ り各月に支給されるべき当該障害補償 年金の額の全額につき支給が停止され る期間に係る同項の規定による合計額 (以下この項において「全額停止期間 に係る合計額」という。) を差し引い た額を、当該支給期月から起算して1 年を超える場合にあっては当該障害補 償年金前払一時金の額から全額停止期 間に係る合計額を差し引いた額に事故 発生日における法定利率に当該終了す る月の前項に規定する経過年数を乗じ て得た数に1を加えた数を乗じて得た 額を、それぞれ当該終了する月に支給 されるべき当該障害補償年金の額から 差し引いた額とする。

(遺族補償年金前払一時金)

第4条 当分の間、遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が申し出たとき

- は、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。
- 2 前項の申出は、遺族補償年金の最初 の支給に先立って行わなければならな い。ただし、既に遺族補償年金の支給 を受けた場合においても、当該遺族補 償年金を支給すべき事由が生じた日の 翌日から起算して1年を経過する日ま での間は、当該申出を行うことができ る。
- 3 第1項の申出は、同一の事由につき 2回以上行うことはできない。
- 4 遺族補償年金前払一時金の額は、補 償基礎額の1,000倍、800倍、600倍、400 倍又は200倍に相当する額のうちから 遺族補償年金を受ける権利を有する遺 族が選択した額とする。ただし、第1 項の申出が第2項ただし書の規定超額 るものである場合には、補償基礎組が 行われた日の属する月までの期間に係 る遺族補償年金の額の合計額を差し引いた額を超えない範囲内で、補償基礎 額の800倍、600倍、400倍又は200倍に 相当する額のうちから遺族補償年金を 受ける権利を有する遺族が選択した額 とする。
- 5 遺族補償年金を受ける権利を有する 遺族が2人以上ある場合には、第1項 の申出及び前項の選択は、これらの遺 族がそのうち1人を代表者に選任し、 その代表者が行うものとする。
- 6 第12条第2項の規定は遺族補償年金 前払一時金の額並びにその請求及び受 領についての代表者の選任について準 用する。この場合において、第12条第 2項中「遺族補償年金」とあるのは「遺 族補償年金前払一時金」と、「前項」 とあるのは「附則第4条第4項」と読 み替えるものとする。
- 7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に

は、市は、損害補償として、遺族補償年金前払一時金を支給する。

 $2 \sim 6$ (略)

7 遺族補償年金前払一時金が支給される場合には、当該遺族補償年金前払一時金の支給の原因たる非常勤消防団員等の死亡に係る遺族補償年金は、当該遺族補償年金を支給すべき事由が生じた日の属する月(次条第2項の規定に

基づき遺族補償年金を受けることがで きることとされた遺族であって当該遺 族補償年金を受ける権利を有すること となったもの(以下この項において「特 例遺族補償年金受給権者」という。) が第1項の申出を行った場合にあって は、その者が当該遺族補償年金に係る 非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ 次条第2項の表の右欄に掲げる年齢 (以下この項において「支給停止解除 年齢」という。)に達する月)の翌月 (第1項の申出が第2項ただし書の規 定によるものである場合には、当該申 出が行われた日の属する月の翌月)か ら、次に掲げる額の合計額が当該遺族 補償年金前払一時金の額に達するまで の間、その支給を停止する。

- (1) 当該遺族補償年金前払一時金が支 給された月後の最初の遺族補償年金の 支給期月(特例遺族補償年金受給権者 が支給停止解除年齢に達する前に第1 項の申出を行った場合にあっては、当 該特例遺族補償年金受給権者について 次条第4項本文の規定の適用がないも のとした場合における当該遺族補償年 金前払一時金が支給された月後の最初 の当該遺族補償年金の支給期月に当た る月。以下この項及び次項において同 じ。)から1年を経過する月以前の各 月(第1項の申出が第2項ただし書の 規定によるものである場合には、当該 申出が行われた日の属する月の翌月以 後の月に限る。) に支給されるべき遺 族補償年金の額
- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、100分の5に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支 給の停止が終了する月に係る遺族補償 年金の額は、当該終了する月が、同項

基づき遺族補償年金を受けることがで きることとされた遺族であって当該遺 族補償年金を受ける権利を有すること となったもの(以下この項において「特 例遺族補償年金受給権者」という。) が第1項の申出を行った場合にあって は、その者が当該遺族補償年金に係る 非常勤消防団員等の死亡の時期に応じ 次条第2項の表の右欄に掲げる年齢 (以下この項において「支給停止解除 年齢」という。) に達する月) の翌月 (第1項の申出が第2項ただし書の規 定によるものである場合には、当該申 出が行われた日の属する月の翌月)か ら、次に掲げる額の合計額が当該遺族 補償年金前払一時金の額に達するまで の間、その支給を停止する。

(1) (略)

- (2) 当該遺族補償年金前払一時金が支給された月後の最初の遺族補償年金の支給期月から1年を経過する月後の各月に支給されるべき遺族補償年金の額を、事故発生日における法定利率に当該支給期月以後の経過年数(当該年数に1年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数)を乗じて得た数に1を加えた数で除して得た額
- 8 前項の規定による遺族補償年金の支 給の停止が終了する月に係る遺族補償 年金の額は、当該終了する月が、同項

に規定する支給期月から起算して1年 以内の場合にあっては当該遺族補償年 金前払一時金の額から同項の規定によ り各月に支給されるべき当該遺族補償 年金の額の全額につき支給が停止され る期間に係る同項の規定による合計額 (以下この項において「全額停止期間 に係る合計額」という。) を差し引い た額を、当該支給期月から起算して1 年を超える場合にあっては当該遺族補 償年金前払一時金の額から全額停止期 間に係る合計額を差し引いた額に100 分の5に当該終了する月の前項に規定 する経過年数を乗じて得た数に1を加 えた数を乗じて得た額を、それぞれ当 該終了する月に支給されるべき当該遺 族補償年金の額から差し引いた額とす る。

9 遺族補償年金前払一時金が支給される場合における第16条、第16条の2又は第22条の規定の適用については、第16条第2号及び第16条の2第1項中「遺族補償年金の額」とあるのは「遺族補償年金前払一時金については、当該遺族補償年金可払一時金については、それぞれ、当該遺族補償年金又は当該遺族補償年金前払一時金に係る遺族補償年金」と、同条第3項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金」と、同条第3項中「遺族補償年金」とあるのは「遺族補償年金又は遺族補償年金可払一時金」とする。

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数					
	10年未満	10年以上	20年以上			
		20年未満				
団長及び副	<u>12,400</u> 円	<u>13, 300</u> 円	14,200円			
団長						
分団長及び	<u>10,600</u> 円	<u>11,500</u> 円	<u>12,400</u> 円			
副分団長						

に規定する支給期月から起算して1年 以内の場合にあっては当該遺族補償年 金前払一時金の額から同項の規定によ り各月に支給されるべき当該遺族補償 年金の額の全額につき支給が停止され る期間に係る同項の規定による合計額 (以下この項において「全額停止期間 に係る合計額」という。) を差し引い た額を、当該支給期月から起算して1 年を超える場合にあっては当該遺族補 償年金前払一時金の額から全額停止期 間に係る合計額を差し引いた額に事故 発生日における法定利率に当該終了す る月の前項に規定する経過年数を乗じ て得た数に1を加えた数を乗じて得た 額を、それぞれ当該終了する月に支給 されるべき当該遺族補償年金の額から 差し引いた額とする。

9 (略)

別表(第5条関係)

補償基礎額表

階級	勤務年数					
	10年未満	10年以上	20年以上			
		20年未満				
団長及び副	<u>12,440</u> 円	<u>13, 320</u> 円	14, 200円			
団長						
分団長及び	<u>10,670</u> 円	<u>11,550</u> 円	<u>12,440</u> 円			
副分団長						

部長、班長 <u>8,</u>	800円 9,700円	10,600円	部長、	班長	<u>8,900</u> 円	<u>9,790</u> 円	<u>10,670</u> 円
及び団員			及び団	員			

備考

- 1 死亡若しくは負傷の原因である事故 が発生した日又は診断によって死亡の 原因である疾病の発生が確定した日若 しくは診断によって疾病の発生が確定 した日に、当該事故又は疾病が発生し たことにより特に上位の階級に任命さ れた非常勤消防団員又は非常勤水防団 員の階級は、当該事故又は疾病が発生 した日の前日においてその者が属して いた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。

備考

- 1 <u>事故発生日</u>に、当該事故又は疾病が発生したことにより特に上位の階級に任命された非常勤消防団員又は非常勤水防団員の階級は、当該事故又は疾病が発生した日の前日においてその者が属していた階級による。
- 2 1の階級における勤務年数を算定する場合においては、当該階級に任命された日以後の期間と当該階級に任命された日前における当該階級と同一の階級又は当該階級より上位の階級に属していた期間とを合算する。